

2026年8月6日

2026年9月17日 ムラキ回答

ムラキ株式会社

代表取締役社長 柳田 任俊 様

ムラキ株式会社 独立委員会

委員長 湊 信 明

委員 川 口 幸 信

委員 立 山 純 子

質 問 書 (2)

当委員会において、本検討を更に進めるため、下記の事項についてご回答いただきますようお願い申し上げます。本検討を速やかに進めるため、2026年8月12日までにご回答ください。

なお、当委員会は本検討を継続しており、今後、追加のご質問が生じる可能性があり、又はご回答いただいた内容に対して更にご質問をさせていただく可能性がある点についてあらかじめご了承ください。

本書面において用いられる用語は、別段の記載がない限り、当委員会の当社に対する2026年7月17日付質問書の例によるものといたします。

記

● BGC社による当社株式の取得経緯について

BGC社による当社株式70,000株の取得に関し、当社が認識している経緯及び取得の相手方についてご教示ください。

特に、当社が、青柳氏から、BGC社は、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）を取り仕切っていた[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）から依頼を受けて、[REDACTED]から当社株式70,000株を譲り受けたと聞いているという点について、当該事項に係る青柳氏とのやり取りの詳細（[REDACTED]を「取り仕切っていた」の意味、青柳氏の発言内容等）、並びに[REDACTED]その他同社関係者（共同保有者であった[REDACTED]及び[REDACTED]、並びに[REDACTED]が株式を譲り受けた[REDACTED]を含みます。）、[REDACTED]、青柳氏その他BGC社関係者、及びイクヨ社関係者の関係性について、既にご教示いただいている点以外でご認識の点があれば具体的にご教示ください。

回答：

① 〇〇が、〇〇を「取り仕切っていた」の意味等

当社の認識では、〇〇は、BGC社が当社株式70,000株を取得した2025年3月頃、〇〇の代理人である旨を述べて行動していました。したがって、ここで「取り仕切っていた」と申し上げた趣旨は、〇〇が〇〇の代理人であると称して対外的に行動していた、という意味です。〇〇

また、当社は、2023年8月21日、〇〇から会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会招集の請求を受けました¹。当該請求に係る〇〇から当社に対する2023年8月16日付「臨時株主総会招集請求書」及び同年9月14日付「御通知」には、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇を当社の取締役として選任する旨の議案が含まれておりました²。当社としては、これらの取締役候補者は〇〇により指名された可能性があると考えております。

なお、〇〇は、上記議案を付議議案に含む2023年11月6日開催の当社臨時株主総会が開催されるまでの間に、2023年3月28日と同年4月11日の計2回、〇〇の代理人を自称して、当社の本社オフィスを訪れました。その際に当社と〇〇との間でなされた協議の概要は、以下のとおりです。

- ・ 2023年3月28日の面談
 - 当社における対応者は、〇〇及び加瀬氏でした。
 - 〇〇は、当社に対し、概ね以下の点を伝達しました。
 - ◇ 〇〇は、純投資目的で当社株式を取得したこと。
 - ◇ 当社として株価上昇のためにどのような施策を講じることができるのか、また、〇〇の提案を受け入れる意思があるか否かを確認したいこと。
 - ◇ 上記の確認事項に対する当社の回答結果を踏まえて、今後の対応を検討したいこと。
 - ◇ 当社の第65回定時株主総会の実施日が近いことから、上記の確認事項に関し、早期に当社からの回答を得たいこと。
- ・ 2023年4月11日の面談
 - 当社における対応者は、永井氏、〇〇及び加瀬氏でした。

¹ 2023年8月22日付当社プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」(<https://muraki.jp/news/oshirase20230822.pdf>)

² 2023年9月21日付当社プレスリリース「臨時株主総会の付議議案及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」(<https://muraki.jp/news/oshirase20230921.pdf>)

- 当社と[]との間で、当社の新規事業、業界動向及び元売事業者の動向に関する情報交換・協議が行われました。
- []から当社に対し、「新規事業に関する専門部署を設置し、外部の意見や人材を取り入れるべきである」との提言がなされました。

加えて、当社としては、[]が提出した2023年10月11日付変更報告書 No.4 及び変更報告書 No.5 において、当社株式について[]の共同保有者とされていた[]及び[]について、[]がこれらの者に対し、当社株式の共同保有者となるよう働きかけた可能性があると考えております。

② BGC 社が当社株式 70,000 株を取得するまでの経緯等

当社は、BGC 社が当社株式を取得するに至るまでの経緯として、(1) [](以下「[]」といいます。)から[]への株式譲渡、及び(2) []から BGC 社への株式譲渡があったものと認識しております。

まず、当社は、上記(1)の株式譲渡の経緯に関し、[]本人から、概ね以下の説明を受けております。

- ・ []は、[]の代表取締役である[](以下「[]」といいます。)と面識を有していたこと。
- ・ []は、2023 年 4 月当時、当社の株主であった[]との間に一定の関連性を有しており []が当社株式を第三者に売却する意向を有している旨の情報を把握していたこと³。
- ・ []は、[]を通じて []による当社株式の売却意向に関する情報を得たことを契機として、自ら []に働きかけ、[]が保有していた当社株式を []から []に譲渡する取引を実行したこと⁴。

また、[]が []から当社株式を譲り受けた際には、[]の代表取締役である[]が、当社取締役である加瀬光二氏に対して架電し、「[]から当社に連絡するよう指示を受けたため、連絡している」旨を述べております。もっとも、当社の役員及び従業員は、[]を除き、[]の関係者と面会したことはありません。

次に、当社は、上記(2)の株式譲渡の経緯に関し、BGC 社の代表取締役の青柳氏が

³ []の職務執行者である[]は、過去に[]の代表取締役を務めていました。また、2023 年 4 月 11 日に当社と[]との間で行われた面談において、[]は、[]による当社株式の売却は[]の決定に基づいたものであった旨を述べていました。

⁴ []が提出した 2023 年 1 月 13 日付変更報告書 (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WZEK0040.aspx?SI00PZ07..>) によれば、[]は、2023 年 1 月 12 日、[]に対し、市場外取引により、当社株式 298,600 株を 1 株当たり 1,473 円で譲渡したとのことです。

ら、2026年4月21日（又は同月24日）に当社の代表取締役の柳田氏に対してなされた架電において、青柳氏から、概ね以下の説明を受けております（以下、貴委員会の2026年7月17日付質問書に対する当社の2026年9月14日付回答書3(1)の内容を補足するものです。）。

- 青柳氏は、2026年1月23日に[]と面談した際 []から、当社株式70,000株を保有してほしい旨の要請を受けたこと。
- 上記要請を踏まえ、BGC社と[]との間で、[]からBGC社に対する当社株式70,000株の譲渡に関する契約書が締結されたこと。
- もともと、[]は、当該契約に関連して自ら履行すべき義務を履行しなかったこと⁵。
- そのため、青柳氏は、BGC社による[]が保有する当社株式の取得に関する連絡を行うため、柳田氏に対して直接架電するに至ったこと。

③ [] と [] の関係

当社は、[]とGCMアセットマネジメント株式会社（以下「GCMアセットマネジメント社」といいます。）⁶の[]を務める[]（以下「[]」といいます。）の関係について、以下の点を認識しております。

- 当社の取引先からの情報提供によれば、以下の事実があったこと。
 - GCMアセットマネジメント社が組成するMRK1号投資事業有限責任組合からイクヨ社に対して当社株式が譲渡された2026年1月頃、[]は当社の株式を自らの関係者が買い集めるために、当該取引先に対し、当社株式の取得に関する働きかけを行っていたこと。
 - []と[]が、2026年1月8日に開催された当該取引先の賀詞交換会に連れ立って参加していたこと。
- 当社の役職員により、2025年6月20日開催の当社第67回定時株主総会の席上、親しげに会話をしている様子が確認されていること。

なお、上記の点を除き、[]、青柳氏その他BGC社関係者、及びイクヨ社関係者の関係性について、当社として認識している点はありません。

以 上

⁵ 当社は、BGC社と[]との間で締結された契約書の内容、及び[]が当該契約書上のいかなる義務を履行しなかったのかという点については、把握しておりません。

⁶ GCMアセットマネジメント社は、MRK1号投資事業有限責任組合を通じ、当社株式を保有しており、2026年1月頃に、イクヨ社に対し、当社株式250,000株を売却しました。そのため、当社としては、GCMアセットマネジメント社をイクヨ社の関係者であると認識しています。